

公正な研究活動を進めるために

故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく 怠ったことによる、データや調査結果等の捏造などの、以下の事項は、 研究活動の不正行為にあたります。

本学では、「創価大学における研究活動の不正行為防止規程」に 基づき、これらの不正行為について、調査・裁定を行う体制を整備 しています。

特定不正行為

✓ 捏造

存在しない研究データ及び研究結果等を作成する こと

◯ ひざん

研究試資料、機器及び過程を変更する操作を行い、 研究データ及び研結果等を真正でないものに加工 すること

/ 盗用

他の研究者のアイディア、分析・解析方法、 データ、研究結果、論文又は用語等を当該研究 者の了解又は適切な表示なく流用すること

二重投稿

他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること

不適切なオーサーシップ

論文著作者が適切に公表されないこと

() 論文分割

一つの論文を不適切に分割して発表すること

/ その他

著作権法等の法令又は研究者倫理に違反すること

上記の不正行為を行った場合は、規程に基づき、厳重な処罰の対象 となります。

研究活動における不正防止の詳細については、下記のQRコードより創価大学ホームページをご覧ください。

